

相楽東部広域連合教育委員会基本規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 2 号

(名称位置)

第 1 条 本委員会は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）と称し、事務局を京都府相楽郡和東町大字中小字平田 23 番地の 1 に置く。

(運営)

第 2 条 教育委員会の運営については、法令に別段の定めのあるもののほか、この規則による。

(会議の運営)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育委員会の会議の運営については、相楽東部広域連合教育委員会会議規則（平成 21 年教委規則第 3 号）及び相楽東部広域連合教育委員会傍聴人規則（平成 21 年教委規則第 4 号）の定めるところによる。

(名称)

第 4 条 教育委員会に設置する事務局は、相楽東部広域連合教育委員会事務局という。

(職員)

第 5 条 相楽東部広域連合教育委員会事務局職員の身分及び職名に関しては、別に定めるところによる。

(組織)

第 6 条 相楽東部広域連合教育委員会事務局の組織に関しては、別に定めるところによる。

(公印)

第 7 条 教育委員会及び教育長等の公印に関しては、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の

例により在職する場合においては、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会基本規則の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会基本規則の規定は、なおその効力を有する。